

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管 理 番 号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------------------|--------------|-------|--|---|--|--|--|-----------------------------------|-------------------------------------|--|--|--|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 29 | ④ 地方に対する規制緩和 | 産業振興 | 小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈の明確化により、地方の特色を生かした市場運営を可能すること。 | 【背景】 場内における小売活動等を含めた地方卸売市場の運営に係る法解釈については、都道府県に委ねられており、地方の特色を生かした市場運営を可能することを明確化していただきたい。 【提案の背景】 都道府県が個々の実情に合わせて、地方卸売市場の活性化策が講じられる。具体的には、流通インフラ等の整備により取扱高が大規模化し、中央卸売市場への取引に集中化しているため、地方卸売市場が消費者へ小売をうけることで、中央卸売市場との差別化が図られ、仲卸業者や関連事業者の卸売業以降の収入減少が見込まれる。また潜在的な買受人が卸売に購入する機会が創られることで、立地的アドバイスにより一般小売店に代わる飲食店等のサービス業の買受人の増加による市場の安定経営と波及効果として中心卸売市場が地域に根付いていた存在の認証を得ることがPRに繋がる。また、市民への地方卸売市場への理解度は知名度に比例し、中央卸売市場への理解度も大きく開かれている。一方で、来年の市場の使用者である買受人は減少傾向で、平成10年度と比較して半数以下になっており、このままの状況が続く場合、将来的には市場としての機能が果たせなくなる恐れがある。 そのような中で、地元JAが市場内に既存関連事業者を集約した新規地頭郵便を計画し、仲卸とともに市民向けの小売を行いたい意向を示したが、所管である愛知県は相談した際、卸売市場法第2条第2項の規定により卸売市場とは卸売のため開設される市場とされており、仲卸業者による恒常的な小売活動は都道府県に彈力的に運用が困難なものではないとの見解が愛知県より示されたため、都道府県が調整を行っている状況である。 本市としては、中央卸売市場に比べ、商品の量や施設規模も小さい地方卸売市場においては、例えば一般市民の入場時間帯や入場禁止箇所を設けることや安全面、衛生面等への懸念は解消される点を考えており、各都道府県で地方卸売市場における弾力的適用が可能であることが示されることにより、地方の特色を生かした市場運営が可能になると考えている。 | ○地方卸売市場の運営を都道府県毎に判断可能であることが明確になることで、都道府県が個々の実情に合わせて、地方卸売市場の活性化策が講じられる。具体的には、流通インフラ等の整備により取扱高が大規模化し、中央卸売市場への取引が減少する一方で、中央卸売市場との差別化が図られ、仲卸業者や関連事業者の卸売業以降の収入減少が見込まれる。また潜在的な買受人が卸売に購入する機会が創られることで、立地的アドバイスにより一般小売店に代わる飲食店等のサービス業の買受人の増加による市場の安定経営と波及効果として中心卸売市場が地域に根付いていた存在の認証を得ることがPRに繋がる。 ○小量の取扱いが活性化することで、小規模農家の販売先を確保し、営農意欲を刺激し、耕作放棄地化を未然に防ぐことができる。 ○中央卸売市場と違い一般市民の理解が得られにくい地方卸売市場を役割が利用することで直接的に一般市民の理解が促進できる。 | 卸売市場法第2条第2項 農林水産省 | 一宮市 | 別紙あり | 豊田市 | ○当市場において飲食店の時間帯による一般開放を実現したこと、同様の指導があり、認められない。時代の流れで、中小小売りの減少による利用者減により空き店舗が増加している。 ○国認可を得て開設される中央卸売市場の場合、仲卸業者が市場内の店舗を利用して恒常に小売活動を行うことを、原則として卸売市場法の目的外使用に該当するとしている。 他方、例外的な取組として、卸売業務への影響や地域の小売業者の商業調整等に配慮した上で、イベント等において中央卸売市場内で小売活動を行うことは認めている。 今回提案のあったのは地方卸売市場であり、都道府県知事が許可を得て開設されることから、指導監督権限は都道府県知事が委ねられている。したがって、地方卸売市場の運用のあり方にについて、地域毎の実情を踏まえ、都道府県知事が判断して差し支えない。 | 卸売市場法第2条第2項において、「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場」と定義されているが、このことは、卸売市場では卸売が主体であるということを意味しており、一部で小売が行われることでも禁止しているわけではない。 | | |
| 32 | ④ 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 農用地利用計画の変更における「軽微な変更」の見直し | 農業住宅や農家後継者住宅の建築のための農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)については、都道府県知事との協議、同意や計画の案の認定が必要であり、その後の農地転用手続等を含めると、年間5カ月程度)が、新規就農者が自分の農地の近くに住居を構えたい場合でも、上記の手続きに時間がかかるため、1年近くも遠方の市街化区域に居住しながらも通勤を強いられる状況である。 | 変更手続きの迅速化により、新規就農者の嘗農条件の改善等に資する。 | ○農業振興地域の整備に関する法律第13条 ○同法施行令第10条 | 農林水産省 | 神戸市(共同提案) 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市 | 吉田町、 佐用町、 宇治市 | ○農業関係の会社が新規参入するに当たり、農業振興地域内に事業所の設置を希望したが、長期の手続きを要することを懸念し、事業開始への影響から、近隣の除外地を含めて検討するところであった事例があった。農業後継者の減少に伴う耕地の増加に対応するためにも、個人・法人・財団等を含めると、手続きが求められ、「軽微な変更」(政令第10条第1項)としていただきたい。 | 農業家の建設に係る農業振興地域整備計画の変更について、事務手続の迅速化を図るために、農業振興地域整備計画の変更に関する都道府県知事への同意協議等について、事務手續の簡素化を図るために、農業振興地域整備計画の変更については、平均的には年に2回程度行われているが、農業の新規参入の促進、後継者の確保等の観点から、農家住宅の建設等の個別の需要に対応するために、随時、機動的に行なうことができるよう。 | | |
| 46 | ④ 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化 | 4ha超の農地転用等に係る大臣協議の簡素化を求める。具体的には、農地法第5条新許可を要しない場合を規定する準地方法規第53条にJAXAによる保安用地取得を位置付けるなど、手続きの簡素化を求めるもの。 | 【現状】 ○鹿児島県種子島に所在するJAXAのロケット発射施設周辺の半径3キロメートル内の土地について、ロケット発射に伴う爆破等に対応する保安用地とするため、JAXAは平成4年度から土地の買収を進めている。 ○全体の土地取得面積は約28.2haを取得する計画となっており、平成28年度末時点で15.6haを取得済み。 【支障事例】 ○平成17年度以降は農地の累計取得面積が4haを超えたことから、それに伴い農地を新たに取得する場合、その面積の多寡に関わらず、取得する毎に大臣許可(平成28年度からは大臣との協議)を行っている状況。 ○当初の計画に基づく農地取得のため、国との協議についても事実上形骸化している。 ○公共性が高く、かつ当初の保安用地取得計画に沿って土地取得を進めていくにも関わらず、今後も計画区域内の全農地の取得が完了するまでの長期にわたり、協議を断続的に行っていく必要があると予想される。 | 【効果】 協議の簡素化により、行政の効率化が図られる。 | 農地法第5条、附則第2項第3号 農地法の運用について(平成21年12月11日21経第4530号・21農振第1598号) | 農林水産省 | 九州地方知事会 鹿児島県提案分科会 地方創生 | 高松市 | - | 4haを超える農地転用に係る国との協議に際しては、許可申請内容の分から概要書、農地転用許可申請書及び申請書の添付書類の写しの提出を求めているところ、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可申請があつた場合については、申請の度にこれらの中の資料の添付が行われていることが多い。今後、國との協議が必要な場合であつて、同一事業の目的で複数回に分けて転用許可を行うときは、協議の中で既に提出した資料の添付を省略できる旨の通知を発出し、手続の簡素化を図ってまいりたい。 | なお、農地転用許可申請について、同一の事業目的のために複数回に分けて農地転用許可申請があつた場合であつても各申請について國との協議を要することとしているのは、農地転用によって周辺農地に係る農業条件に支障を及ぼすおそれがないことを國として申請ごとに確認する必要があるためであり、当該協議を不要することは困難である。(農地法第5条第2項第4号) |
| 63 | A 権限移譲 | 農業・農地 | 農地集積・集約化等対策費のうち農地集積・集約化等対策費のうちの手続による経費 | 本県が実施している農林水産省の農業農村整備関係の補助事業にかかる手続による経費である。手続により地主の負担が減るなど、経費削減につながる。 手続による経費は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委託されている。手続による経費は、農地法第43条第1項に規定する翌年度にわたる扶助金の手続による経費である。 | 経費の手続による経費は、農地集積・集約化等対策費を除いて全て知事に委託されている。手続により地主の負担が減るなど、経費削減につながる。 | - | 農林水産省 | 愛知県 | 幡玉岡、 徳島県、 愛媛県、 佐賀県、 宮崎県 | ○農地集積・集約化等対策費については、県知事への経費支拂がなされていないため、県、四国財務局が直接やりとりをすることができる。県が財務局に申請を行ふこととすれば、県が直接申請を行ふことになる。これによつて、他の補助金事業と同様の経費削減につながる。 ○本県では、農地耕作条件改良事業は平成28年度まで国から経由する農地耕作条件改良事業と同様の経費削減につながる。これが、他の補助金と同様の経費削減につながる。 一方、上記の手続委任を行うためには、予算決算及び会計令第140条第3項に基づき、都道府県の知事の同意が必要となる。 | 農地耕作条件改良事業に関して、経費削減につながる農地耕作条件改良事業の負担の手続に関する手続を、都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととすれば、現状、当該手続に関する手続を、都道府県から直接の財務局への協議が可能となることから、都道府県の手續の効率化につながる。 | | |
| 66 | A 権限移譲 | 産業振興 | 経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲 | 中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定権限は除く)に付与されている。 | 【効果】 経営力向上計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一括的な支援につながる。 | 中小企業等経営強化法第13条、第14条 | 総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 | 広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県 | - | - | 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める事業分野別指針を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。 | 各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業分野管大臣が、事業分野ごとの汎用的な見方に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方であり、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。 | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) | | | | | | | | | |
|------|--------------|-------|---|---|--|--|--|---|----------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 支障事例 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | | | | | | | | | | |
| 82 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業の算出方法の明示 | 強い農業づくり交付金等について交付決定された額が、当県において、既に示されている算定基準に基づいて算定した額よりも少なかっため、東北農政局に確認したが、具体的な算出根拠は示されなかった。 | 交付金の配分額の算定基準を示していくことで、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等を効率的に行うことができるようになり、行政の効率化に資するとともに利用者にとっても満足度の高い制度となる。 | 強い農業づくり交付金等においては配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となつた場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示しそうで説明を行うことが容易であると考える。 | 農林水産省 | 宮城県 | 福島県、石川県、京都府、宇和島市、沖縄県 | ○強い農業づくり交付金等においては配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となつた場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示しそうで説明を行うことが容易であると考える。 | 強い農業づくり交付金等の予算配分に当たっては、施設導入による成果目標を事業実施主体が自ら設定し、その内容をポイント化してボーナスの高い順に配分する仕組みとなっている。また、同時に、達成困難な成果目標を設定して予算配分を受けることなどを防止する観点から、成果目標の達成度を予算配分に反映しているところである。 | | | | | | | | | | | |
| 83 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 強い農業づくり交付金、農畜産物輸出拡大施設整備事業及び産地パワーアップ事業の算出方法の明示 | 強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外 | 強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札により助成金の配分や減額等の説明等により画面に反映しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外 | ペナルティー規定の合理化によって、適正にインセンティブが働き、農業経営の効率化につながる。また、都道府県による助成金の配分や減額等の説明等により画面に反映しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外 | 強い農業づくり交付金等においては配分額だけが示され、その算定過程は示されない。交付決定時に、配分額と算定過程が併せて明示されていれば、減額配分となつた場合、事業実施主体や地元市町村に対して理由を示しそうで説明を行うことが容易であると考える。 | 農林水産省 | 宮城県 | 福島県、栃木県、石川県、京都府、奈良県、宇和島市、佐賀県 | ○入札によって生じた差額が、翌々年度のペナルティーとなって配分額の減額に反映されてしまふことは、事業実施主体の事業費削減の効率に対する非合理的な取扱いであり、本県もそれに伴う減額配分を受けたことがある。 | 不用額を可能な限り減らし、限られた予算を有効利用する観点から、これまで各都道府県の不用額を予算配分に反映している。 | | | | | | | | | | |
| 84 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 農林水産省が所管する補助金等の申請手続きの早期開始について | 交付額の内示後に行っている事務作業等の精度向上が図られ、農業生産者希望交付金等の内示前手続きの早期開始について | 強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札の不用額の配分額への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外 | 強い農業づくり交付金等においては、工事の請負契約等は原則一般競争入札により助成金の配分や減額等の説明等により画面に反映しているにも関わらず、前々年度の不用額の配分への反映に係る不用額の算出から入札請差の除外 | 必要な書類の準備期間の確保によって、確認作業等の精度向上が図られ、農業生産者希望交付金等の内示前手続きの早期開始について | 農林水産省大臣官房 経理課「補助金等・委託費交付事務の取扱いについて」の一部改正について | 農林水産省 | 宮城県 | 福島県、栃木県、滋賀県、宇和島市、熊本市 | ○配分額が減額となつた場合には、事業実施主体や地元市町村と再協議を行ひ、事業実施の可否や事業内容について再度調整を行う必要があるため、交付申請までの期間については、弾力的な割合が求められる。 | 原則、割当内示を受けて採択が決まった事業について、妥当性協議を行っているところ。一方で、希望時期を急ぐ農林水産省の特段の理由がある場合は、割当内示前に協議を行ふことも可能なので、個別に御相談に応じたい。 | | | | | | | | | |
| 87 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 甲種農地の転用等の許可に関する法律の緩和 | 甲種農地に係る転用等の許可に関する法律の緩和 | 本県において施行する都市公園(広域防災拠点)整備に伴い、貨物駅の移転が必要となつて、当該貨物駅の移転予定地が甲種農地となつて、これまでの説明会において、当該甲種農地の提供に反対する土地所有者はおらず、取得自体は円滑に行える見込みだが、甲種農地の転用のためには、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる場合に限る。甲種農地法第26条第1項の規定によると、甲種農地の転用等に際しては、土地収用法第26条第1項の規定による告示要件を、不要としていた | 反対者等の存在により強制収用が必要な場合のみ農地転用可能という状態が解消され、事業の公益性によって農地転用の可否を判断できるようになるため、円滑な事業の推進を図ることができる。 | 農地法第4条第2項、第5条第2項 農地法施行規則第37条 土地収用法第20条、第26条第1項 | 農林水産省、国土交通省 | 福井県、高松市 | ○当市においては今のところ支障事例は生じていないが、提案団体の具体的な支障事例にあるおり、制度の欠陥という指摘に同意である。農地法施行規則第37条第1項第1号に規定する「土地収用法その他の法律により土地を收用し、又は使用することができる事業」を甲種農地に適用できることで、公益性の高い事業を円滑に推進することが可能となり、賛成である。 | 【農林水産省】農地法において、第1種農地は、おむね10ha以上のまとまりがあるなど良好な営農条件を備えている農地とされている。このうち、都市計画法において市街化を抑制すべきとされている市街化調整区域の農地であって、高活性農業機械による營農に適しているなど特に生産性の高い農地については、甲種農地として位置付けられている。そのような農地としての重要性を鑑み、甲種農地の認定許可による、土地収用法に基づく土地収用事業の認定を受けその旨が表示される事業に係る場合を含むこと例外的な場合に可能としている。 | | | | | | | | | | | |
| 110 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 漁港施設用地等利用計画の変更手続の簡素化 | 漁港施設を当初目的とは異なる目的に供する場合には、利用計画変更を行わなければならぬが、その手続きは複雑にかかるため、提出される書類が非常に多くなる | 平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」の規定により、漁港施設用地等利用計画を変更する場合には以下の書類を添付して水産庁に提出するものとしている。 | 漁港施設の目的外利用に係る利用計画変更の手続きが省力化及び簡素化されることで、当初計画時に想定していた以上の人口減少が進んだために利用率が低調になってしまった沿地などが、福井県が力を入れてトラウトサーモン(ニジマス)やナマコの養殖や養殖などとして有効活用しやすくなる。 | 平成2年3月15日付通知「漁港施設用地等利用計画の策定について」 第5条 漁港施設用地等利用計画の変更 | 農林水産省 | 福井市 | ひたちなか市、熊本市 | ○当市においては、トラウトサーモンの試験養殖に取組み、一定の成果を得ているが、冬の日本海において時化(シケ)による冲合での養殖は非常に困難な状況である。 | 福井市等からの指摘の平成2年3月15日付通知については、平成21年4月1日の改正により、土地収用法に基づく事業認定について、土地の権利者に対する権益にかかわらず、起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地がおり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定が受けられることが可能である。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 利用計画変更手続(別紙様式第9号) (2)漁港施設用地等利用計画変更書(別紙様式第7号) (3)変更後の漁港施設用地等利用計画平面図(別紙様式第4号) (4)漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5)漁港施設用地等所要面積算定基礎(別紙様式第5号) (6)漁港施設整備資金計画書(別紙様式第9号) (7)既設漁港施設の立地面積統括表(別紙様式第10号) (8)現況写真 | | | | | | ○既設漁港施設の立地面積統括表(別紙様式第9号) (6)漁港施設整備資金計画書(別紙様式第9号) (7)現況及び変更後の漁港施設用地利用計画平面図(様式第4号) (4)漁港整備計画平面図又は全体計画平面図(既存施設を含めたもの) (5)漁港施設用地利用計画変更書(別紙様式第6号) (6)現況写真 | 【国土交通省】(1)土地の権利者の事業に対する競合による競争に同感である。起業者の申請に係る事業について、その用地内に起業者の取得していない土地があり、土地収用法第20条各号に掲げる要件を満たす場合は、土地収用法による事業認定が受けられることが可能である。 なお、支障事例に挙げられている事業についても、その用地の一部に起業者の取得していない土地があることから、東北地方整備局と宮城県との間で事業認定申請に向かう相談が既に開始されているところであるが、上記の趣旨を徹底するため、各事業認定庁にて周知することとする。 | | | | | | | | | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) | | | | | | | | |
|------|--------------|-------|---------------------------------|--|--|--|------------------|-------------|--|--|--|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 支障事例 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | | | | | | | | | |
| 145 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和 | 被害が甚大な災害が発生した場合は、農林水産業施設災害復旧事業の補助率増高申請手続きに係る規制緩和の提出期限(災害発生年の翌年1月31日)の延長を可能とするなど。 | 農林水産業施設災害復旧事業では災害発生時期に関わらず、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則」第1条に基づき、補助率増高申請書を翌年1月31日までに提出することとなつており、秋以降に甚大な災害が発生した場合、査定から補助率増高申請までの一連の手続きを短期間で行う必要があり、その対応に苦慮している。 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条 | 農林水産省 | 岩手県 | 福島県、浜松市、豊田市、岡山県、鳥取県、島根県、浜田市、宇和島市、熊本市、沖縄県 | ○本市においても、平成28年熊本地震により多くな被害が生じ、その査定が農業事業も含め1ヶ月まで掛かった。1月末までに提出しなければならないのは県であり、補助率増高申請を行った市町村は県に対して12月末までに提出し、確認を受ける必要があるため甚大な負担となつた。秋以降に災害が発生した場合は、件数によると、その時点から査定のための事務を着手するため、査定決定事務費を反映させて作成する補助率増高事務は相当な負担になると想われる。 ○本年度、広大な被災面積918km ² を有し、農地も全く無くなる状況である。大きな自然災害が発生した場合、市町村に影響する事務が発生し確認で対応がられない可能性があるから、災害復旧事業に係る事務手続きに関しては簡略化の検討を十分に行っていただきたい。 ○平成27年5月の関東東北豪雨災(9月9日～11日)により、被害箇所2,316件、査定申請は170件となり、11月24日から12月17日まで査定を行った。近年、各市町村において公災と農地農業用施設災の担当部署が統合されることで人材不足となっており、甚大な災害への対応に苦慮している。 ○甚大な災害発生時に起る農業被害は、相当数になることが予想される。このような場合、その他農業以外の被害も想定され、府内の応援体制も期待できないことから、少ない人手での復旧対応を実現しなされたいため、市町村の負担軽減を図るために、市町村が要望する。 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条により、補助率増高申請書の農林水産大臣への提出期限を災害発生年の翌年1月31日までとしているのは、 ①激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、局地激甚災害の指定及び当該激甚災害に対応して適用すべき措置が、例年3月上旬に政令で規定されたため、当省としても災害発生により規定した激甚災害に係る災害復旧事業費に対する国庫補助率の確定を1月中旬までに行う必要があること ②また、年内に発生した災害復旧事業の事業費について各自治体に於いて年度内の交付を行ってこととしていることから、その事業処理を2月中旬頃までには終える必要があることを踏まえたものである。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | このため、補助率増高申請書の提出期限については、災害発生年の翌年1月31日とするこ | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | とについて御理解いただきたい。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | なお、申請書類の作成に要する市町村の負担軽減を図るため、平成27年11月「農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率増高申請事務の手引き」の改正による申請事務の簡素化、また、平成29年2月の「大規模災害における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業対応方針」の制定による査定事務の簡素化を実施しているところである。 | | | | | | | | | |
| 191 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 市民農園開設に係る農業協同組特定農地貸付事務の簡素化 | 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち市町村との貸付協定の締結は概ね農業委員会の業務と重複・類似していることから貸付協定の手続きを不要とする。 | 市民農園開設に必要な特定農地貸付けに関する手続きは、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合、農業委員会への申請に先立ち市町村との貸付協定の締結等を経る必要があるが、この手続きが煩雑であり、支障となっている。 | 実施主体と市町村との貸付協定の締結を不要とすることで、手続きが簡素化され、市民農園の開設がしやすくなり、今後も増えると予想される市民農園需要に対応しやすくなると考えられる。 | 特定農地貸付けに関する法律第3条 | 農林水産省 | 京都市、鳥取県、徳島県、堺市 | ・本市単独で国に要望した 【要望名】 「市民農園開設に係る特定農地貸付け事務の簡素化及び相続税納税猶予の適用について」 【要望時期】 平成28年6月27日 【要望先】 農林水産省 農村振興局農村政策部 都市農村交流課 都市農業室 | 地方公共団体や農業協同組合以外の者が特定農地貸付けを行う場合には、特定農地貸付け法第2条第5号イ及びロ並びに特定農地貸付事務規則第1条に基づき、①特定農地貸付けの承認が取り消された後において当該農地の適切な利用を確保するための方法、②開設者が行う特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法、③農業用水の利用に関する調整その他の地域の農業と特定農地貸付けの実施との調整の方法等を内容とした貸付協定を市町村等と締結することである。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 他方、農業委員会は、農地を農地として利用するために権利設定をする際の許可(農地法第3条)、毎年の農地の利用状況や利用意向の調査等の遊休農地措置に関する事務(同法第4章)、農地の利用関係の紛争があつた場合の仲裁(同法第25条)等の農地の権利移動・利用関係の調整に関する事務及び農地の利用の最適化の推進に関する事務等を行うこととされている。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | 市町村等との貸付協定の締結を廃止した場合には、貸付協定の記載項目のうち、①及び②について農業委員会が対応できるが、③のうち農業用水の利用に関する地域の関係者との調整、土ぼこりへの苦情等地域住民とのトラブルの解決や未然防止への協力等は農業委員会は対応できず、特定農地貸付けの円滑な実施が困難である。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | よって、市民農園の開設に当たり行政が開設者をサポートする態勢を確保するためには、市町村等と締結する貸付協定の手続きを不要とすることは適切ではない。 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | なお、御提案の「具体的な支障事例」で農業委員会の業務として挙げられている特定農地貸付け規程の記載項目は、特定農地貸付け法第3条のとおり特定農地貸付けに係る農地の所在、借り受け者の募集・選考の方法、貸付期間等の市民農園開設者が市民農園を開設・運営するに当たってのルールを定めるものであり、農業委員会の業務について定めたものではない。 | | | | | | | | | | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------|-------|--|--|--|---|--|-----------------------------------|--|---|---|--|----------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 218 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行つる農業者と農業協同組合等が共同で農業技能実習修習ができるよう規制緩和 | 農業分野における外国人技能実習制度について、農業者が行つる農業者と農業者と農業協同組合等が共同で農業技能実習修習ができるよう規制緩和 | 農業には季節性があることから、積雪期の実習が難しいなど、個々の農業者が困難と感じるが、年間に亘り、技能実習を継続することで、農業者と農業協同組合等が共同で農業技能実習修習ができるよう規制緩和 | 現行制度の1実施者、1作業の受け入れ体系にとらわれることなく、技能実習の実施期間に予定される農業者の農産物栽培研修と農業協同組合での農産物選別出荷研修の技能実習が一体的に行われるなど、相互に実習機会を融通することにより、年間を通して効率的な農業実習が可能となる。 | 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技術実習の項目の受け入れているが、年間を通して農業者が、最もともと受け入れることを得ない状況。このため、外国人技能実習生としては、朝鮮族内も規定での研修とならざるを得ないが、もう一つの農業協同組合が技術のうえの実習生を持つ企業は、受け入れが可能であるが、複数の法人が複数の企業を持つ企業は、受け入れが可能ではない。受け入れが可能となる場合があると自治体が認める場合には、農業者と農業協同組合等が共同で技能実習を行えるよう規制緩和を実める。 | 法務省、厚生労働省、農林水産省 | 黒石市、青森県 | 鹿嶋町、千葉県、石川県、長野県、香川県、愛媛県、吉崎市 | ○本県では、年間を通して各種多様な農産物が生産され、農業協同組合ではそれぞれの地域において選別作業を行っているところ、特定の農業協同組合等が共同で技術実習を実施することができるところである。一方で、個人の技能実習生としては、朝鮮族内も規定での研修とならざるものであるが、もう一つの農業協同組合が技術のうえの実習生を持つ企業は、受け入れが可能となるが、受け入れが可能となる場合があると自治体が認める。○本県では、年間を通して農業者が、最もともと受け入れることを得ない状況。このため、外国人技能実習生としては、朝鮮族内も規定での研修とならざるものであるが、もう一つの農業協同組合が技術のうえの実習生を持つ企業は、受け入れが可能となるが、受け入れが可能となる場合があると自治体が認める。○本県では、年間を通して農業者が、最もともと受け入れることを得ない状況。このため、外国人技能実習生としては、朝鮮族内も規定での研修とならざるものであるが、もう一つの農業協同組合が技術のうえの実習生を持つ企業は、受け入れが可能となるが、受け入れが可能となる場合があると自治体が認める。 | 【法務省】 本件御提案の要旨は、技能実習を共同で行うのは複数の法人が行う場合に限られているところ、特定の農業協同組合等が共同で技術実習を実施することができるところである。一方で、個人の技能実習生としては、朝鮮族内も規定での研修とならざるものであるが、もう一つの農業協同組合が技術のうえの実習生を持つ企業は、受け入れが可能となるが、受け入れが可能となる場合があると自治体が認める。○本県では、年間を通して農業者が、最もともと受け入れることを得ない状況。このため、外国人技能実習生としては、朝鮮族内も規定での研修とならざるものであるが、もう一つの農業協同組合が技術のうえの実習生を持つ企業は、受け入れが可能となるが、受け入れが可能となる場合があると自治体が認める。 | |
| 237 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 農林水産省所管の補助金「地域の魅力再発見食育推進事業」に係る実績報告手続の簡素化 | 食育に関し、平成27年度までは、農林水産省所管の「消費安全対策交付金」のメニューの一つであったが、農林水産省の食育所管部局の変更により、「消費安全対策交付金から、平成28年度に補助金「食と地域の魅力再発見食育推進事業」へ移管された。 | 実績報告に係る事務の簡略化が図られることにより、行政の効率化が図られる。 | 地域の魅力再発見食育推進事業実施要領 | 農林水産省 | 京都府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | 川崎市、石川県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | ○提出書類が多く、本県でも参加希望団体が事業実施をためらうケースもある。特に計画段階で申請書類を提出する際は、申請書類の提出が求められる状況を、交付申請時まで遅らせてしまう。実績報告についても簡便化をお願いしたい。 | 見積書の提出については、積算根拠を示していただく必要があるものの、見積書自体の提出は求めないので、誤解を生じないよう情報共有を図ってまいりたい。但し、積算根拠が不明確な場合については、見積もるに依頼することもあるので、御協力をお願いする。 | | |
| 250 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 農山漁村地域整備交付金に係る交付決定の迅速化 | 農山漁村地域整備交付金については、例年、国からの交付決定通知が6月以降となる。交付事務は地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。 | 農山漁村地域整備交付金に係る交付決定通知が6月以降となる。交付事務は地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。 | 農山漁村地域整備交付金に係る交付決定通知が6月以降となる。交付事務は地方農政局へ委任する等により、他の国庫補助事業と同様に、早期の交付決定をお願いしたい。 | 農山漁村地域整備交付金交付要綱 | 農林水産省 | 千葉県 | 北海道、神奈川県、静岡県、浜松市、兵庫県、岡山県、愛媛県、佐賀県 | ○変更申請においても交付決定に1ヶ月程度を要するため、同様に早期の交付決定をお願いしたい。 ○早期着工を必要とする事業に対応するため、提案にあらゆる交付決定手続の簡素化について検討いただきたい。 | 証拠書類の提出については、事業完了後に補助金の交付額を確定するためには、確定検査において事業の収支に係る全ての書類を確認することが事業の適正な執行上不可欠であることが、該当書類の提出について、引き続き御協力をお願いしたい。なお、それら証拠書類は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管されていることも御留意いただきたい。 | |
| 251 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 農業農村整備事業における補助金交付要綱の改定 | 「農地防災事業等補助金交付要綱」に係る経費の額の変更について、「土地改良関係補助金交付要綱」と同様に改定してほしい。 | 国の補助事業により実施されている農業農村整備事業は、「農林畜水産業関係補助金交付要綱」に基づき補助金が交付され、交付規則第3条に補助金交付の条件が附されており、具体的には第3条の1の1により、農林水産大臣が定める経費の額を変更を除き補助事業等に要する農業者の配分の変更等を行う場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないとしている。 | 国との協議や調整にかかる事務手続きが簡素化され、効率的な事業の実施が可能となる。 | 農林畜水産業関係補助金交付要綱 | 農林水産省 | 千葉県 | 豊橋市、岡山県、鳥取県、沖縄県 | ○地区相互間の経費の額の流用が軽微な変更として取り扱われることとなると、国との協議や調整にかかる時間が大幅に短縮され、効率的な事務の実施が可能となる。 | 平成29年3月31日付けで改正された「土地改良事業関係補助金交付要綱第9条」に準じ、「農地防災事業等補助金交付要綱第8条」に定める地区相互間の経費の額の流用については、一定の場合において、農林畜水産業関係補助金等交付規則第3条第1号の農林水産大臣が定める軽微な変更とし、農林水産大臣の承認を不要とする方向で関係機関と調整しつつ検討したい。 | |
| 277 | B 地方に対する規制緩和 | 環境・衛生 | 農業集落排水処理施設による水質汚濁の拡大 | 地盤創生の実現に向けて、地盤資源を活用した6次元化等を推進するため、農業集落排水処理施設の性状及び特性から、合併浄化槽と接続して接続するため、工場排水などの事業用排水を処理することはできない。しかし、平成12年3月31日の通知により、野菜缶詰、果物缶詰、農産保存食品、パン・菓子製造業、その他の食料品製造業等については、排水の排出量が50立方メートル未満であり、排水の性状及び特性から、合併浄化槽で処理可能な堆積水として扱つても特段支障の無い場合は、畜産食料品製造業等の排水を処理可能とすること。 | 【現状】農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより、農業集落排水施設で排水処理を認めることにより、農業集落排水処理地域等の企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。 | 農業集落排水処理施設への畜産食料品製造業などの排水受け入れが可能となることにより、農業集落排水処理地域等の企業立地や起業が期待され、地域活性化につながる。 | ・淨化槽法第2条第1項、「合併浄化槽により処理可能な雑排水の取扱いについて」(平成12年3月31日厚生省通知)・「屎尿と合併して処理することができる雑排水の取り扱いについて」(平成12年3月31日 建設省通知) | 農林水産省、国土交通省、環境省 | 兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、京都府、岡山県、愛媛県、吉崎市 | 大村市 | ○今後、同様の支障事例が発生することが考えられ、農業集落排水施設で排水処理を認めることにより、企業立地や周辺地域への定住促進につながり、地域活性化につながることができることから、制度の改正をしていただきたい。 | 【国土交通省・環境省】 H12.3.31の通知の性格は技術的助言であり、そもそも浄化槽設置等に係る個別の判断は特定期間や各自の環境部局に委ねられていると認識している。そのため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、特定期間や各自の環境部局の判断により実施できる。この点、各都道府県に対し、今年度中に周知する。 また、この度の要望を踏まえ、各特定期間や各自の環境部局の判断により実施できる。提案団体からの要望を踏まえ、「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」等について、提案団体からデータを頂くとの協力が得つつ、農業集落排水施設において処理するに係る個別の判断は各自の環境部局及び環境部局に委ねられているものと認識している。このため、提案団体より要望のあった「畜産食料品製造業」や「酒類製造業」を農業集落排水施設において処理することは、各自の環境部局及び環境部局の判断により実施できるものと認識している。 なお、提案団体より要望のあった畜産からなる事業の事業排水を処理するに際しては、各都道府県が中心となり、農業集落排水施設において処理することは、各都道府県の建築部局及び環境部局が中心となり、農業集落排水施設において処理することは、各都道府県の建築部局及び環境部局の判断により実施できるものと認識している。 | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省庁 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------|------------|--|---|--|--|------------------------------------|--------------------------|--------------|--|---|--|---|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 283 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 土地開発公社が農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外 | 地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。 【現状】転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国土は都道府県等が道路や農業振興上必要な高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地開発法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。 土地開発公社が、道路、河川等土地開発法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地開発法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。 【提案内容】土地開発公社は公法抜きで、つきづけ地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能なため、本県では、公共事業のための農地取得を都道府県に委託したいと考えている。しかし、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となるいる。 【問題点】土地開発公社は公法抜きで、つきづけ地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能なため、本県では、公共事業のための農地取得を都道府県に委託したいと考えている。しかし、都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合に許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可までの期間を要する。 また、その際には、単に農地の取得だけではなく造成工事を行なうに許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行なうよりも、非効率になり工事費も高額となってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。 地方自治体等が農地を取得する際は許可が不要とされていることから、地方自治体等が土地開発公社へ農地の取得を委託した場合も、都道府県等と同様に許可を不要とすべきである。 | 土地開発公社によって道路、河川等の用地として取得できる土地の範囲が広がり、効率的な用地取得が可能となるとともに、土地所有者との合意から取得完了までの期間を短縮でき、円滑な事業執行に寄与できる。 | ・農地法第5条第1項第1号、農地法施行規則第53条第5号 | 農林水産省 | 兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県 | 橋本県、熊本県、宮崎県、 | ○熊本地震からの復旧復興のため、土地開発公社の活用を検討している市町村があるため、復旧復興の円滑化に寄与できる。 (当市では、土地開発公社が市街化調整区域内の農地を先行取得する場合、土地開発公社が市から委託を受けて農地を公有用地として先行取得し、次年度に市への賃賦・費用を割勘対象に充てたいため担当市長との話し合った結果、市に直接所有権を取得せざるは、会計検査院から、直接所有権を受けることがあつたので認められないとの指摘がなされた。そこで、ふたえず転用の手続を行ない、土地開発公社に所持権を取得させた。しかし、市に於ける市には、開拓未透過程等行為の申請や手續等の費用が発生した。農地法の許可に開拓申請の提出費用が付帯されるなど、費用がかかる。(以下に述べる)。 | 土地開発公社が地方公共団体から委託を受けて土地を先行取得した場合であっても、必ずしもその土地が地方公共団体が設置しようとする施設の用に供されるとは限らず、当該用途に供されない場合には取得した土地が土地開発公社から転売される可能性もある。 | | |
| 294 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 市民農園を開設できる者の要件の緩和 | 法人格を持たない集落等の任意団体についての要件緩和 | 現在、本町においては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、2つの市民農園を開設している。 これら市民農園については、開設時に設置期間を20年に設定しており、20年経過後は、農地に復旧するか、または現在管理を委託している集落(任意団体)にて農地を譲渡し、引き継ぎ運営を行つてもらことと考えている。 しながら、現行制度では、任意団体は農地の貸付け等の行為ができる、市民農園主体となることができない。この解決策としては、任意団体の法人化等が考えられるが、集落によっては法人化手続き等が高いハードルと感じられ、法人化には消極的である。 | 集落、自治会等の任意団体についても市民農園の開設主体となることで、より地域の実情に応じた市民農園の設置・運営が可能となる。 | 市民農園整備促進法 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 | 農林水産省、国土交通省 | 多可町 | - | - | 御提案の集落(任意団体)であっても、社団の代表者の名において特定農地貸付法等の規定に基づき農地を借り受け、市民農園の開設することは可能である。 なお、自治会や町内会等の地縁による団体が町内長の認可を受けることで法人格を得て権利義務の負担主体となることなく、地方公法第260条の2の2)の、この仕組みを活用すれば、当該団体の名で農地を借り受け、市民農園を開設することが可能である。 | ※ 市民農園整備促進法(農林水産省と国土交通省の共管)においては、農地所有者以外の者により開設される市民農園の土地について、特定農地貸付法(農林水産省の単管)による特定農地貸付けの用に供する農地とのみ規定している。 |
| 310 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 所有者が特定するこどが困難な土地について、公共事業による用地取得の際に必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に貢献すること | 公共事業による用地取得の際に、所有者が特定するこどが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和 | 所有者が特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に、長期賃借登記がなされていないなど、所有者が特定するこどが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の手続きの緩和 | 所有者が特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要となる手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に貢献すること | 所有者の所在の把握が難い土地に関する探査・利活用のためのガイドライン | 内閣官房、総務省、農林水産省、国土交通省 | 中津川市 | 福島県、猪苗田市、中野町、静岡県、浜松市、名古屋市、岐阜県、滋賀県、鳥取県、広島県、大分県、鹿児島県 | ○本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や在否が不明の場合、財産管理人制度を活用しているが、多大な時間と労力を要する事務が複雑化などの課題が生じている。通常1ヶ月につき2回体制で、相続関係団体の作成(3ヶ月)、行政不明者の調査(3ヶ月)、法務局と農業耕作地等の所有権登録との協議・審査(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人の)の在否が不明な不動産については、地主一括に対応した幅広い公共的目的のための利用を企てる新たな仕組みの構築を実現する。 また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れ、所有者の所在の把握が難い土地に関する探査・利活用のためのガイドラインにより、社会資本整備に係る事業において用地買収を行う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の予算措置(国庫補助金)に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。 | 所有者が特定することが困難な土地の有効活用に関するでは、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の開設により地域ニーズに応対した幅広い公共目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築」等について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法律の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであります。今後、関連する審議等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。 | |